

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：23903

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01559

研究課題名（和文）カルテルの違法性に関する立証問題と規制当局の裁量について

研究課題名（英文）The Issue of Proving the Illegality of Cartels and the Discretion of Regulatory Authorities

研究代表者

濱口 泰代（Hamaguchi, Yasuyo）

名古屋市立大学・大学院経済学研究科・准教授

研究者番号：70399038

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：令和元年に改正された独占禁止法において、課徴金減免制度に調査協力減算制度が導入された。この新制度は、制度への申請順位2位以下の企業への課徴金の減算率の決定について、公正取引委員会の裁量が大きくなった。本研究の目的は、調査協力減算制度が、同制度を申請する企業に対して、証拠提供を抑制するようなインセンティブを与える可能性があるかどうかを検討することであった。経済実験により、証拠量を変更できる場合と変更できない場合での、企業の利益の比較では、変更できる場合の方が有意に高くなることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

調査協力減算制度が導入された背景は、以前の課徴金減免制度ではカルテルの証拠が十分に集まらなかったためである。本研究の成果は、このような改正が従来の課徴金減免制度を改善できるかを検証するものである。今後、同制度の運用に対して社会的意義のある研究である。また、経済学理論を検証する仮説としているので、学術的には複数のナッシュ均衡がある状況で、どのような均衡が選ばれやすいかを調べるものである。選ばれる均衡に系統だった傾向が発見できた本研究は、経済学理論に対しても、学術的な意義のある研究である。

研究成果の概要（英文）：The Antimonopoly Law, which was revised in 2028, introduced an investigation cooperation reduction system to the surcharge reduction and exemption system. Under this new system, the JFTC has greater discretion in determining the rate of reduction of surcharges for firms ranked second or lower in the order of application to the system. The purpose of this study was to examine whether the investigative cooperation surcharge system may provide an incentive for firms applying for the system to provide less evidence. An economic experiment revealed that firms' profits were significantly higher when they were allowed to change the amount of evidence compared to when they were not allowed to change the amount of evidence.

研究分野：実験経済学

キーワード：独占禁止法 課徴金減免制度 経済実験

1. 研究開始当初の背景

令和元年に改正された独占禁止法において、課徴金減免制度に調査協力減算制度が導入された。この新制度は、制度への申請順位 2 位以下の企業への課徴金の減算率の決定について、公正取引委員会の裁量が大きくなった。このような制度が導入された背景は、以前の課徴金減免制度ではカルテルの証拠が十分に集まらなかったためである。

研究当初に考えていた、カルテルの違法性を証明することに関する経済学と法学的見地の違いは以下のようなものであった。

- 直接証拠がないケースでは、状況証拠から”合意 (agreement)” を立証しなければならない。(例：カルテル企業がリニエンシーを使わないケース)
- 合意がなくても、暗黙の協調により価格が高止まりすることは可能である。
- しかし、価格が高止まりしているという経済的事実だけでは合意の証拠とはなりえない。
- 過去の商慣行における帰結（価格の高止まり状況）が、現在の意思決定において参照点となっているなら、そのような事実自体が、「意思の連絡」とみなせるのではないか？
- 各国の規制当局は、価格等の経済的帰結に対して介入することに消極的である。
- 合意を立証することが、カルテルの違法性を証明する必要条件であるならば、多くの競争法では、カルテルを取り締まることに限界がある。

このように、経済学的な見地から、社会的余剰が最大化されていないことが明らかであっても、企業の公正な競争が十分に機能しないことがある。よって、現行の独占禁止法においては、カルテルの違法性を立証するには、カルテル企業からの証拠提供に頼らざるをえない。

本研究において注目している調査協力減算制度は、カルテルを行った企業が、自ら隠し持っている証拠をより多く開示することを目的とするものである。そのような目的が達成されるなら、カルテルが維持されるインセンティブが抑制され、社会的余剰が改善されるような市場の働きが達成されると期待される。

2. 研究の目的

本研究の目的は、調査協力減算制度が、同制度を申請する企業に対して、証拠提供を抑制するようなインセンティブを与える可能性があるかどうかを検討することである。

調査協力減算制度は、課徴金減免制度を申請した企業が、順位によって決まる減免率よりもさらに高い課徴金の減免を得たいときに申請する制度である。

この制度は、より多くの証拠を提供した企業に、より高い追加減免を与えるので、課徴金減免制度の申請順位 2 位以下の企業は、互いに競いあって、より多くの証拠を提供すると期待される。

しかし、同時に、申請企業と公正取引委員会の協議において、追加的な証拠と追加的な減免率が協議されれば、課徴金減免制度を最初に申請した一位企業がどの程度の証拠をすでに提供しているか、また同様の協議に入っているかもしれない他のカルテル仲間の企業が、どの程度証拠を提供しているかが、打診される追加減免率の大きさによって、間接的に分かってしまう可能性がある。

このような視点から、調査協力減算制度が、企業が提供する証拠を増やす効果があるのか、それとも抑制する効果があるのかを、経済実験によって調べることが本研究の目的である。

調査協力減算制度

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大 40%
	2位	20%	
	3~5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社	10%	+最大 20%
	上記以下	5%	

3. 研究の方法

上記のような研究の目的を達成するために、以下のような経済実験を行った。経済実験は、京都産業大学の経済実験室で行った。コンピュータの端末に被験者は個別に着席して、匿名で以下のような状況で意思決定を行った。

- 2人グループ
- 20回繰り返し
- 毎回ペアはランダムに変更される。
- 2種類の treatments を別セッションで行った。
- Treatment 1: 企業は提供する証拠の量を変更できない。
- Treatment 2: 企業は提供する証拠の量を一度だけ変更できる。

実験において、被験者に与えられた証拠提供費用は、規制当局に証拠を提供するには証拠1単位につき0.2ポイントの費用がかかるとした。最低限の証拠しか証拠を提供しなかった場合は、カルテル企業が調査協力減算制度を用いない場合に相当し、申請順位によって得られる減免率20%とした。

もし、より多くの証拠を提供する場合は、提供する証拠の単位数をグループ内(2人)で比較し、最大で60%の減免が得られるようにした。これば、調査協力減算制度に対応させた減免率である。

Treatment 1では、企業は提供する証拠の量を一度だけ決め、最終的な減免率が即決定される設定であった。Treatment 2は、企業は提供する証拠の量を一度だけ変更でき、変更前に仮決定としての減免率が提示された。この仮決定の減免率の情報から、企業は間接的にライバル企業の提供する証拠量を知ることができる。つまり、1回目の証拠量の決定は、のちに変更ができるが、ある種のチープトークを行っている状況が生まれている。

この2つの treatments での、提供された証拠量を比較することによって、調査協力減免制度において、規制当局と企業との減免率に関する協議が、最終的に提供される証拠量にどのような影響があるかを検証した。

4. 研究成果

実験結果は以下のようなものであった。

- 今回の実験結果では、証拠量を変更できる場合と、変更できない場合で、提供される証拠量に明らかな有意差があるとは言えなかった。
- 証拠量を変更できる場合と変更できない場合での、最終回の報酬の比較では、変更できる場合の方が有意に高かった(有意水準10%)。

- 協議において、規制当局が暫定的な減算率を企業に提示する場合、ライバル企業が提供する証拠量の情報を間接的に提供してしまう可能性がある。
- 仮決定において、意図的に低い証拠量を提供し、ライバル企業にシグナルを送ることができる。
- しかし、本決定において、低い証拠量での協調は容易には起こらなかった。
- 規制当局が与える暫定的な減算率に関する情報をもとに、企業側が間接的な協調をしないよう配慮する必要がある。

本研究結果は、公正取引委員会競争政策研究センターの中間報告ワークショップにて発表された。今後、詳細な研究内容については、同研究センターのディスカッションペーパーに発表する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------